

南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣による農作物への被害を軽減し、地域農業を振興するため有害鳥獣被害防止用資材を設置する農業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象となる者は、次の掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 南知多町内で農産物の生産に取り組む者又は団体

(2) 南知多町暴力団排除条例（平成23年南知多町条例第10号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員でない者並びにこれらと密接な関係を有していない者

(3) 町税等を滞納していない者

(対象経費)

第3条 この補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、農産物等の被害防止対策として南知多町内の農地等に設置した有害鳥獣被害防止用資材に係る経費とする。ただし、設置に係る工具類の購入費、人件費、運搬費及び撤去費は対象としない。

(補助金の額)

第4条 補助金は、対象経費の合計が1万円以上の場合、その額を算定し、対象経費の1/2（千円未満切捨て）の額とする。ただし、5万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める期日までに南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 有害鳥獣被害防止用資材の購入を証する書類（領収書等）

(2) 設置位置図

(補助金の決定及び通知)

第6条 町長は、申請に係る内容を審査し、交付決定をしたときは、南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金補助金補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金非該当通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第7条 前条の規定により交付決定したときは、申請書の提出をもって規則第10条に規定する実績報告があったものとみなす。

(補助金額の確定)

第8条 第6条の規定により交付決定したときは、決定通知書の通知をもって補助金額の確定を通知したものとみなす。

(補助金の請求等)

第9条 前条の規定により補助金額の確定を通知された者は、速やかに南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金請求書（様式第4号。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者へ交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 申請者が第9条の請求を行わないとき。

(3) 全号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、南知多町有害鳥獣被害防止対策補助金取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により通知し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金を返還させるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める

場合は、この限りではない。

- 3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

南知多町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付申請書

様式第2号（第6条関係）

南知多町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付決定通知書

様式第3号（第6条関係）

南知多町有害鳥獣被害防止対策事業補助金非該当通知書

様式第4号（第9条関係）

南知多町有害鳥獣被害防止対策事業補助金交付請求書

様式第5号（第11条関係）

南知多町有害鳥獣被害防止対策事業補助金取消通知書兼返還命令書